

平成28年第2回(3月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成28年3月18日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成28年3月18日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第 5号 | 西都児湯行政不服審査会特別会計条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第 8号 | 川南町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて |
| 日程第3 | 議案第 15号 | 西都児湯行政不服審査会の共同設置について |
| 日程第4 | 議案第 6号 | 川南町財産に関する条例を定めるについて |
| 日程第5 | 議案第 7号 | 川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例を定めるについて |
| 日程第6 | 議案第 9号 | 川南町別館条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 10号 | 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 11号 | 川南町武道館条例の廃止について |
| 日程第9 | 議案第 12号 | 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 13号 | 川南町農村公園条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 14号 | 川南町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 16号 | 公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について |
| 日程第13 | 議案第 17号 | 川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について |
| 日程第14 | 議案第 18号 | 財産(土地)の取得について |
| 日程第15 | 議案第 24号 | 平成28年度川南町一般会計予算 |
| 日程第16 | 議案第 25号 | 平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第 26号 | 平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第 27号 | 平成28年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第 28号 | 平成28年度川南町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第 29号 | 平成28年度川南町介護認定審査会特別会計予算 |

- 日程第21 議案第 30号 平成28年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第 31号 平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第 32号 平成28年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第24 議案第 33号 平成28年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第25 議案第 34号 平成28年度川南町水道事業会計予算
- 日程第26 発議第 1号 川南町地域全体でとりくむ生き生き健康づくり条例の制定について
- 日程第27 発議第 2号 「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議について
- 日程第28 議員派遣の件について
- 日程第29 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長補佐	小嶋 哲也 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課耕地係長	生田 裕二 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時01分休憩

午前10時20分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。日程第1、議案第5号西都児湯行政不服審査会特別会計条例を定めるについて、日程第2、議案第8号川南町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて、日程第3、議案第15号西都児湯行政不服審査会の共同設置について、日程第4、議案第6号川南町財産に関する条例を定めるについて、日程第5、議案第7号川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例を定めるについて、日程第6、議案第9号川南町別館条例の一部改正について、日程第7、議案第10号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第11号川南町武道館条例の廃止について、日程第9、議案第12号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、日程第10、議案第13号川南町農村公園条例の一部改正について、日程第11、議案第14号川南町道路占用料徴収条例の一部改正について、日程第12、議案第16号公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について、日程第13、議案第17号川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について、日程第14、議案第18号財産（土地）の取得について、以上、14議案を一括議題とします。

本、14議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員会審査報告、平成28年3月18日総務厚生常任委員会に付託されました議案について審査経過と結果について御報告いたします。担当課職員の説明を受け慎重に審査いたしました。議案第5号、西都児湯行政不服審査会特別会計条例を定めるについては、全員賛成で可決です。議案第8号、川南町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについては全員賛成で可決です。議案第15号、西都児湯行政不服審査会の共同設置については、全員賛成で可決です。議案第6号、川南町財産に関する条例を定めるについては、審議の中で、本条例の第5条、普通財産の貸付及び第7条、行政財産の使用料について、どちらの条文にも「前各号に定めるもののほか、町長

が必要と認めたとき」を盛り込んでいるが、過去の教訓を活かし町長の裁量権の乱用をしないことを求める意見がだされました。審査の結果全員賛成で可決です。議案第9号、川南町別館条例の一部改正については、審査の結果全員賛成で可決です。議案第10号、川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決です。議案第16号、公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更については、全員賛成で可決です。議案第17号、川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について。この契約の内容は、平成28年8月から3年間の給食調理等業務において入札の結果、株式会社文化コーポレーションに、9871万8320円で落札されたものです。審査の結果は全員賛成で可決です。報告終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（内藤 逸子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案についてその審査経過と結果について御報告申し上げます。本委員会に付託されました議案は、議案第7号、川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例を定めるについて、議案第11号、川南町武道館条例の廃止について、議案第12号、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、議案第13号、川南町農村公園条例の一部改正について、議案第14号、川南町道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第18号、財産（土地）の取得について関係課の職員の出席を求め、現地調査を行い、提案理由・補足説明を受け質疑を行い慎重に審査を行いました。議案第7号、11号、12号、13号、14号、18号の6議案は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第7号、川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例を定めるについては、国営造成施設管理体制整備促進事業により実施する事業のうち、工事その他施設の整備費に要する費用の一部に充てるため、分担金徴収の施行に必要な条例の制定を行うものです。議案第11号、川南町武道館条例の廃止については、武道館は昭和51年度に建設されましたが、雨漏り等による下地鉄板の劣化が著しく、改修しても長期の保障を確保できない等老朽化に伴い、今年度末をもって廃止するために条例を廃止するものです。関係団体については説明を行っています。議案第12号、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、武道館の廃止に伴い、武道館の使用料を定める表を削除し、学校施設使用料のうち唐瀬原中学校卓球部が練習場として使用している屋内運動場のミーティングルームを使用する場合の使用料の規定を新たに追加するものです。議案第13号、川南町農村公園条例の一部改正については、通山農村公園の地番の変更と併せて、平下農村公園と塩付ふれあい農村公園の番地の表現について、条例を改正するものです。議案第14号、川南町道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の一部改正により、国の道路占用料の額を定める所在区分が、3つの区分から5つの区分に細分化されたこと、及び道路占用料の額が地価水準等を勘案して改正されたことに伴い、本町においても道路占用料の額を改めるため、道路占用料の額を定めるものです。

議案第18号、財産（土地）の取得については、これまで農村公園として借りていましたが、防災計画にも利便性が高いことから避難所にあげており、今回、通山農村公園用地を宮崎県から取得するためのものです。交渉の結果、県の提示価格の4分の1で取得に至りました。

以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。議案第5号、西都児湯行政不服審査会特別会計条例を定めるについて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第5号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第5号、西都児湯行政不服審査会特別会計条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、川南町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第8号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第8号、川南町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号、西都児湯行政不服審査会の共同設置について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第15号、西都児湯行政不服審査会の共同設置については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、川南町財産に関する条例を定めるについて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第6号、川南町財産に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例を定めるについて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第7号、川南町国営造成施設管理体制整備促進事業分担金徴収条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、川南町別館条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第9号、川南町別館条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから議案第10号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第10号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、川南町武道館条例の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第11号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第11号、川南町武道館条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第12号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第12号、川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号、川南町農村公園条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第13号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第13号、川南町農村公園条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号、川南町道路占用料徴収条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第14号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第14号、川南町道路占用料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号、公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第16号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第16号、公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号、川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結につい

て、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第 17 号、川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について、反対の立場から討論いたします。

学校給食調理業務は学校給食会の年次計画のもとに食事に係る状況にも敏感に対応して運営される業務です。学校給食調理業務は町の給食計画、栄養士の献立方針、調理師の技能が重なり合って完結する業務です。専門業種の請負、自治体用語では委託とは区別され、本来直接雇用で行われるべきもので企業との長期契約など無用な業務との立場から民間委託には反対です。食育は教育の基本です。従いまして、議案第 17 号川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について反対討論とします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第 17 号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第 17 号、川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 18 号、財産（土地）の取得について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 18 号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 18 号、財産（土地）の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 24 号平成 28 年度川南町一般会計予算、日程第 16、議案第 25 号平成 28 年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 17、議案第 26 号平成 28 年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 18、議案第 27 号平成 28 年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算、日程第 19、議案第 28 号平成 28 年度川南町下水道事業特別会計予算、

日程第 20、議案第 29 号平成 28 年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第 21、議案第 30 号平成 28 年度川南町介護保険特別会計予算、日程第 22、議案第 31 号平成 28 年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 23、議案第 32 号平成 28 年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第 24、議案第 33 号平成 28 年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第 25、議案第 34 号平成 28 年度川南町水道事業会計予算、以上、11 議案を一括議題とします。

本、11 議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（税田 榮君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について審査経過と結果について御報告いたします。

議案第 24 号平成 28 年度川南町一般会計予算、総務厚生常任委員会への付託分について報告いたします。

会計課では、町預金利子 14 万円と雑入で町図売り払い 20 万 4000 円の歳入で歳出としては役場窓口での J A 尾鈴への委託手数料 100 万円です。意見として基金の運用で元金が減ることは避けて欲しいという意見がありました。町民健康課では、社会福祉総務費での主な歳出は繰出金 2 億 3101 万 5000 円です、国・県からの保険基盤安定負担金が増加することから、前年度比 17.5%増の金額です、これは国民健康保険事業特別会計への繰出しです。

保健衛生総務費は母子保健の充実のために 2029 万 1000 円、地域医療関係に 649 万 8000 円、不妊治療費助成金として 225 万円の計上でした。減額については子供の数が減っていることから、各種予防接種委託料と結核蔓延予防手数料で前年度比 11.8%減の 4500 万 6000 円の見込計上がありました。

健康増進事業では肺がん C T 検査の受診者を前年度より 200 人分多く計上して健診委託料 1850 万 6000 円でした。審査の中でいろいろ質疑がありましたが主な返答は、がん受診対象者は 40 歳以上で 8,893 人です。その中で毎年 10 人前後、がんの疑いのある人が見つかったとのことでした。

ドクターヘリ 16 万 2000 円の負担金は、今は均等割だけど、「利用分」割なども加わるかもしれないが今は不明だそうです、インフルエンザの予防接種は 3,075 名でした。

税務課では、町民税と固定資産税の増収が見込まれます。町民税は農産物と畜産物の個人差はあるけど収入が高くなった、固定資産税は償却資産の増とソーラパネル等太陽熱利用の地目変更による増です。税務課ではピーク時には 10 名程度 3 週間ぐらいですが臨時職員の雇用があります。

総務課では、予算は前年なみとの説明があり、本年度はふるさと納税係を二人体制で 3 年間をめどに作る。歳入歳出も総務課でやる。積立金と物品代金その他の費用を引いた残りは一般財源にいれ総務が管理する。ふるさと振興基金積立金が約 7 億円になる見込みです。

その使用方法を今から考えていて欲しいとの意見がありました。また少子化対策への意見があり、返答は職員のなかで会議・話し合いを行い、外部の識者の話も聞く研修会を行いたいとのことでした。

まちづくり課では、消防施設工事請負費 2628 万円を使用し、第1分団第2部及び第5部の消防機庫建替え工事をするとの説明があり、現地視察をしました。また避難誘導のための看板設置も行うとのこと。自治公民館独自事業補助金 240 万円は各自治公民館に上限で年間 40 万円を補助するもので、独自に考えて有効利用して欲しいと説明があり、5年間の継続です。定住促進のための一つで、地域おこし協力隊は2名募集して5名にするものです。住民と一緒に考え地域での活性化を目指し、集落支援をする集落支援部隊です。審議の中で、自治公民館制度に係わる予算執行に当たっては、慎重な対応を求めること。また、津波浸水想定地域には、町内全域に公平に避難誘導の看板を設置するように求めることに加え、地域おこし協力隊の取り組みについては、町ならびに隊員双方にメリットに繋がる展開を求める意見が出されました。

福祉課では、主なもので年金生活者等支援臨時福祉給付金 6951 万円、これは国の施策であり、一人当たり 3 万円を給付するものです。川南町には 2,317 名おられます。母子福祉費は前年比 75.9%の増で 6035 万 7000 円の計上です。主なものは 5700 万円の扶助費です。透析患者の医療費は一人当たり月に 40～50 万円要する。これは質問に対しての返答でした。議会事務局（議会費）では、8888 万 2000 円の予算で、平成 28 年度は前年より 605 万 7000 円の減額です。議案第 24 号平成 28 年度川南町一般会計予算、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、審査の結果、全員賛成で可決です。

議案第 25 号平成 28 年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、平成 28 年 3 月 11 日町民健康課職員の説明を受け審査いたしました。その結果を報告いたします。

平成 28 年度の歳入歳出予算の総額はそれぞれ 29 億 9075 万 2000 円ですが、前年度より 3857 万 6000 円の減となっています。これは被保険者の減少によるものと国が定率で負担するものが減額になるとの見込みでの数字です。「基金の積み立ては」との質問があり、現在 3 億円あるとの返答でした。「滞納金はいくらあるのか」との質問には約 3 億円あるとの返答でした。本年度の目標として滞納金の徴収に力を入れるとの説明がありました。

特定健康診査等事業費は、特定健診で疑いの出た方々を対象とした 2 次検査の充実や新たに特定保健指導の委託、受診勧奨委託、健康管理システム利用等の導入により、重症化予防の対象者を一人でも多く発見し、適切な保健指導に力を入れるとして 2401 万 9000 円の計上がありました。

また人間ドックの補助金も 100 人分 100 万円の計上があり、今後も早期発見・早期治療により重症・重篤化を防ぎ、医療費の抑制に努めるよう頑張りたいとの要望がありました。審査の結果は全員賛成で可決です。

議案第 29 号平成 28 年度川南町介護認定審査会特別会計予算については、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ445万1000円とさだめるものです。介護認定審査会は、年に50回開催しており、毎週1回開催です。1回の審査会で30件から40件の審査があり、「何故件数が多いのか」の質問では、認定の見直し等もあるからとの返答でした。審査の結果は全員賛成で可決です。

議案第30号平成28年度川南町介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億2612万8000円と定めるものです。主な歳出は、保険給付費のうち介護サービス等諸費で13億1886万円です。介護認定調査費1231万1000円のうち調査嘱託員は、4名で報酬は648万円でした。審査の結果は全員賛成で可決です。

議案第31号平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、この議案は歳入歳出それぞれ1億6512万円と定めるものです。そのうち後期高齢者広域連合納付金1億6181万2000円が主なものです。被保険者が年々増加しているとの説明があり、年金受給で年額が18万円以下の人からは保険料は引けないとの説明でした。審査の結果は全員賛成で可決です。

議案第33号平成28年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、歳入歳出の総額をそれぞれ18万6000円とするもので、歳出の主なものは審査会委員の報酬12万6000円です。審査の結果は全員賛成で可決です。以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます

○文教産業常任委員長（内藤 逸子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案についてその審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第24号平成28年度川南町一般会計予算は、総額72億2700万円で前年度当初比6.6%増、農林水産業費は5億5976万1000円の計上で、主なものは、新規就農・経営継承総合支援事業青年就農給付金1800万円、多面的機能支払事務交付金2630万円は、国の農業振興策として、平成26年度より新たに創設された事業です。水路農道等の管理活動や、農村の環境保全などの営農共同活動に対して支援していくもので、18組織を予定しています。有害鳥獣対策防護柵支援事業補助金100万円、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金1176万円、農業後継者対策費として、担い手確保補助金500万円は、国の青年就農給付金制度に該当しない新規の農業後継者を支援します。給付の対象は45歳未満で3年間の町単独予算です。園芸振興費として、ラズベリー苗生育委託料60万円は、宮崎大学と連携してラズベリーの研究栽培を行い、新品種の栽培・産地化を目指すものです。また、施設園芸用ハウス設置整備事業補助金として、老朽化したビニールハウスの更新（新設も含む）補助率3分の1、上限200万円、15件分3000万円は、国の補助対象とならないものへの計上です。森林環境保全直接支払事業委託料1688万円は、町内四箇所の委託料です。

商工費は、7187万4000円の計上で主なものは、商工会経営振興費補助金450万円、全国軽トラ市補助金200万円は、今年10月「全国軽トラ市サミット」が本町で開催されるためのものです。

土木費は、4億2633万2000円の計上で主なものは、道路維持費に4921万円、道路新設改良費に2億57万4000円、住宅管理費3047万6000円などです。

教育費は、5億5553万5000円の計上で、主なものは川南文化ホール図書館複合施設指定管理料6296万円、川南湿原新橋ため池再生整備工事1557万2000円、武道館解体工事1350万円、給食調理業務委託料3145万円の計上です。審査の結果、議案第24号は賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第26号平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出の総額は、3520万円と定めるものです。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が972万1000円、繰入金2547万7000円で、歳出の主なものは、漁業集落排水施設整備事業費2191万4000円、公債費1318万6000円、償還金は平成34年度終了予定となっています。審査の結果、議案第26号は、全員賛成で可決です。

議案第27号平成28年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算は、歳入歳出の総額は、1143万7000円と定めるものです。

歳入の主なものは、使用料及び手数料370万1000円、繰入金773万2000円、歳出の主なものは、営農飲雑用水施設整備事業費704万2000円、公債費419万5000円となっています。利用者は75戸です。償還金は平成32年度終了予定です。審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第28号平成28年度川南町下水道事業特別会計予算は、1億2607万6000円と定めるものです。加入率は68%です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料4665万8000円、一般会計繰入金6913万5000円、基金繰入金1000万円、歳出の主なものは、下水道事業費5348万9000円、公債費7248万7000円となっています。償還金は平成44年度終了予定です。審査の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第32号平成28年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は、41万6000円と定めるものです。

歳入の主なものは、使用料及び手数料41万5000円です。歳出の主なものは、ダム用水使用料35万7000円の計上です。昨年9月議会で川南町尾鈴地区畜産用水管理事業の設置等に関する条例、及び給水条例、特別会計設置条例に基づくものです。平成35年度末に完了が予定されているものです。

議案第34号平成28年度川南町水道事業会計予算は、給水戸数6,349戸、1日の平均配水量を5,852立方メートルとしています。収益的収入及び支出では水道事業収益の3億6811万4000円は前年度比で2%の減となっています。支出の水道事業費用3億6114万9000円は前年度比3%の減です。資本的収入及び支出は、資本的収入を2000円、資本的支出は、工事費で、耐震性の低い石綿管更新工事、老朽配水管布設替工事及び第4水源地旧井

戸改修工事等に1億8750万円の計上です。資本的支出総額を前年度と比較しますと4517万1000円、率にして24%の増となりました。

資本的収支予算の不足する額、2億3378万2000円は、損益勘定留保資金、繰越利益剰余金から補てんするものです。また一時借入金の限度額は3000万円と定めています。償還金は平成37年度終了予定です。漏水にたいしては万全策をとるようにとの意見がありました。審査の結果、全員賛成で可決であります。

以上で、文教産業常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時07分 休憩

.....
午前11時17分 再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第24号平成28年度川南町一般会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第24号、私は、平成28年度川南町一般会計予算案について、反対の立場で討論をいたします。

私が所属する日本共産党の立党の精神は「国民の苦難軽減」です。党創立93年、日本の政党で最も長い歴史ある政党で、党員約30万人、国会議員は衆参合わせて32人、地方議員は2,800人、そのうち女性議員約35%、1,000人が全国の自治体で力を合わせて、国民こそ主人公の立場で奮闘しております。今年7月の参議院選挙は、憲法改悪、戦争法、原発再稼働、普天間基地、TPP、社会保障、消費税増税等、どの問題も国民の過半数が反対している中で行われます。

また、安倍自公政権が数の力で強行する国会運営と、地方自治体を翻弄する社会保障制度改悪、更に政権中枢で繰り返される不祥事に多くの国民から「野党は共闘せよ」の声を日本共産党が真摯に受け止め、小選挙区の候補者擁立でこれまでになかった野党間の選挙協力が実現しつつあります。日本共産党は、国民主権と立憲主義を守りぬき、安倍政権を終わらせるために一丸となって闘います。

歳入・歳出も72億2700万円、前年度当初予算比6.6%の増額予算です。今回の予算で農村の環境保全や農業後継者対策費等大いに利用促進されることを期待します。

政府は、消費税の3%増税を国民に押し付けた挙句、社会保障と税の一体改革をさらに地方自治体に押し付ける形で、マイナンバー制度の導入をはじめ、高齢弱者を介護難民におとしめる介護保険法改悪、患者申し出療養制度で混合診療の実質解禁となる医療保険制度改悪等々、社会保障費を削減し続けています。

非正規雇用の増加で格差と貧困が一段と広がり、子どもの貧困率は16%、特に女性と子供の貧困は深刻で、とりわけひとり親家庭の子供の貧困率は50%を超えています。

失敗の連鎖に陥っている「アベノミクス」に固執し続け、国民生活を守るどころか憲法が保障する国民の最低限度の生活を脅かす政策を次々に強行しており、地方自治体が長年積み上げてきたセーフティネットにさえ圧力をかけてくる有様です。

交付税や補助金などに依存している本町財政はまだまだ厳しい状況が続くことが予想されるため、今後も自主財源比率の向上が当面の課題となっており、平成28年度当初予算編成は、第5次川南町長期総合計画を基本に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「行政改革大綱」に基づき、前例にとらわれず、制度として定められた事業や全額補助の事業を除き、緊急性・必要性を踏まえて優先度に応じて予算配分したとの提案です。

平成28年度も行財政改革による、第6次行政改革大綱に基づき、民営化の推進など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算です。

十文字保育所・川南東保育所、野田原保育所、記念館保育所、山本保育所の民営化、老人ホームの社会福祉法人への譲渡も、学校給食調理業務の民間委託も安上がり論と同じ目的で継続して強行されています。さらに、水道料金、下水道料にも消費税が上乘せされ、町民の負担増です。

また、文化ホール・図書館が指定管理者となり、町の手から離れています。この民営化が民間でできることは民間で、官から民へという構造改革路線を背景に安上がり保育をめざすために具体化されたものである以上、子どもと地域の未来を守る立場と相いれないことは明らかであり、認めるわけにはまいりません。民営化の方向が打ち出されて以降、保育所を民間が経営するのはあたりまえとなっていますが、町長はいつも子どもは宝といわれます。安心して子育てできる環境を守ってほしいのです。

町民の暮らしと営業の実態は、消費税を増税する状況にはありません。労働者の賃金は、減少し、円安による原材料費の高騰で中小企業はいためつけられ、生活必需品の値上げが家計を襲っています。消費税増税とともに70歳から74歳の医療費の自己負担の一割から二割への引き上げ、年金の引き下げと生活は苦しくなるばかりとの声が広がっています。町民の暮らしが、今いかにたいへんなのか、町民目線でみれば、はっきりしているではありませんか。国言いなりの町政ではなく、安倍政権の暴走にはっきり「NO」と言い、町民の立場を貫く町政こそ求められています。弱者への温かな地方政治を求めまして、反対討論を終わり

ます。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。これから議案第24号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。従って、議案第24号平成28年度川南町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第25号平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の討論をします。

国民健康保険法は、その一条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。

各地で高すぎる国保料を引下げる動きが広がっています。日本共産党の発行する赤旗日曜版編集部の調べでは、全国で少なくとも13自治体が2015年度に国保料引き下げを予定しています。この背景には、2015年度から国の保険者支援制度が拡充され、国保に1700億円の支援金が交付されました。

国保料が高すぎるという国民の批判に、政府も答えざるを得なくなったものです。政府は、保険者支援制度の拡充による一定の低所得者対策も講じながら、2018年から、国保の運営主体は市町村から都道府県が中心主体になりますが、市町村が共同して運営し、保険料の賦課・徴収はいままでどおり市町村がおこなって、市町村間の保険料の違いも残ることになりました。変わってくるのは都道府県が元締め・監督役として強力な権限をもつようになることです。その狙いは、市町村が行っている国保への公費支援をやめさせることにあります。国保料のさらなる値上げにつながるものであり、日本共産党は反対しています。国保料の引き下げへ、支援金活用や公費支援拡充を行うかどうか。自治体の姿勢が大きく問われています。

しかし今、「社会保障の向上に寄与する」と明記した、国民の命と健康を守るための制度が、手遅れによる多数の死亡者を生み出しているのです。背景には、個人の支払い能力を超えた高すぎる保険料（税）があり、この値上げに歯止めがかかっていません。保険料（税）を払えない人や無保険の人が多数生み出され「国民皆保険」の理念は崩壊の危機にひんしています。

国保財政を危機におとし入れ、保険料高騰と滞納者の悪循環を引き起こした元凶は、国庫負担の削減です。国庫負担を増額し、国保料(税)を引き下げる以外に、いまの事態を解決する道はありません。

自治体のあり方が問われています。国いいなりに差し押さえなどの収納対策の強化に乗り出すのではなく、町民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納活動もなされていますが、納税緩和措置制度の活用もお願いします。

病院に駆け込まなくてはならなくなって、役場に駆け込み、滞納した保険料の一部を支払って、短期保険証をもらって病院に行ったとの話もあります。最近の雇用情勢では、社保から国保への切替えが進むにつれ、払えない国保税の問題が深刻化するの容易に推測できます。

さらに国保は、保険証取り上げという制裁措置をもつ制度であり、高すぎる国保は医療から町民を排除してしまいかねない。どうしても払える国保に転換する必要があると思います。国保会計については、医療費の推計と国保税が六月に確定されます。多くの町民の声は、「国保料の負担軽減」です。私は、地方消費税交付金と基金を活用し、平成28年度の国民健康保険税の年間1世帯平均一万円引下げ実現を求めます。今後とも町民生活の安定を図り、住みやすいまちづくりを求めて、反対討論と致します。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第25号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。

従って、議案第25号平成28年度川南町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第26号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

従って、議案第26号平成28年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算については、委員

長報告のとおり可決されました。

議案第 27 号平成 28 年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第 27 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 27 号平成 28 年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 28 号平成 28 年度川南町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 28 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 28 号平成 28 年度川南町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 29 号平成 28 年度川南町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第 29 号平成 28 年度川南町介護認定審査会特別会計予算について、反対討論をいたします。介護保険制度の利用に決定的な役割を果しているのが、要介護認定です。要介護認定は、介護を要する状態を正確に把握し、その人にもっともふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものです。申請を受けた町は、申請した人を訪問し、76 項目にわたる調査を行います。この調査と並行して、町は申請者の主治医に意見書の提出を求めます。

町は専門的な第三者機関として介護認定審査会が設置されています。認定審査会は、調査項目を全国共通のコンピューターソフトにかけて得られた第一次判定結果と、主治医の意見をもとに要介護状態の審査で判定を行います。判定によって、介護保険給付が受けられな

い「非該当」「要支援」1.2、「要介護」1～5となります。判定結果が町から通知されてサービスを受けることとなりますが、急を要する場合、申請した日にさかのぼってサービスを利用できます。この認定制度には多額の事務費が使われていますが、判定では機械的に利用制限がかけられています。

2014年6月に強行された「要支援1.2」の介護保険はずしは、「介護保険制度改悪の歴史のなかでも最悪」と言われています。要支援者の訪問介護とデイサービスが介護保険の給付から外されてしまうことになったのです。外されたサービスは市町村の「地域支援事業」に移行し、無資格者やボランティアでもサービスの提供ができるようになります。いわば「専門家不在」となることに、多くの関係者が警鐘を鳴らしています。川南町でも受け皿づくりに苦労しているのではないのでしょうか。移行は2018年3月までに実施することになっています。専門家がケアに携わるからこそ、軽度の認知障害や初期の認知症の人が適切なサービスを受けられるのに、このことも大問題です。要介護認定制度は廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供できるようにすべきです。介護認定審査特別会計予算について、反対討論とします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第29号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第29号平成28年度川南町介護認定審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号平成28年度川南町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 平成28年度川南町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。介護保険制度は、1997年に介護保険法が成立し、2004年4月から施行されました。国は当初「家族介護を解決」「社会全体で介護を支える」ために介護保険制度を導入しました。介護問題は現在の高齢者だけの問題ではありません。家族介護のために仕事を辞める、転職せざるを得ない「介護離職」者は年間10万人を超えます。安倍政権は「一億総活躍社会」の「目玉」として「新三本の矢」のうちの「第三の矢」に、「介護離職ゼロ」を掲げました。その柱は「必要な介護サービスの確保」と「働く環境改善・家族支援」ですが、本当に離職をゼロにできるのでしょうか。疑問です。2015年度から介護報酬がマイナス

2.27%引下げられました。介護職員の処遇改善加算が1.65%、介護サービスの充実プラス0.56%、その他マイナス4.48%と大幅に引き下げられた影響で、介護事業所の年間倒産件数が過去最高となりました。医療介護総合確保推進法による大改悪により、①要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付からはずし、市町村が主体である地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業＝新総合事業」へ2017年度までに移行させる。②特養入居者を原則要介護3以上に限定する。（15年4月～）③介護施設の部屋代や食事代を国が補助する。「補足給付」の縮小（世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合か、預貯金などの資産が単身1000万円、夫婦で2000万円をこえる場合など（15年8月～）④所得160万円以上の人を対象に、制度始まって以来の利用料を二割へ引き上げる（昨年8月～）が強行され、利用者やその家族に深刻な影響を与えています。介護報酬は、介護サービスをおこなう事業者（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養病床）や在宅（訪問介護、デイサービスなど）のサービスを提供します。

介護報酬の一割は利用者が負担し、残り9割は公費（国と自治体）と介護保険料（40歳以上の人が支払う）で半分ずつ負担します。

職員の給与は介護報酬から支払います。そのため、今の介護保険制度では、介護報酬を引下げれば職員の待遇が悪化し、引き上げると保険料や利用料の負担増に跳ね返る大きな問題があります。政府は、介護職員の賃金を2015年度から処遇改善加算で一人1万2000円の賃上げがなされているとしています。しかし、事業所は処遇改善加算を取得するには賃金アップや法定福利費の増額が必要で、そもそも零細な事業所は加算をとる余裕がなく改善効果は限定的です。特養ホームの支出の七割近くは人件費です。介護報酬全体を引下げたら、賃金が上がる保障はありません。介護に関わる職員の労働条件の改善を行うことです。労働に見合う賃金を保障し、介護者が定着できるような労働環境を作り上げることが必要です。福祉の道を選んで、介護福祉士等の資格を取るには費用もかかります。特に介護現場で様々な経験を積んできた熟練者に対して、給与改定が行われられないという問題は、低収入、過重労働等、職場の待遇に不満が募って離職する割合が非常に高いという状況は改善されるべきであります。

特養ホームは、老人福祉法第1条に明記された「老人の福祉を図る」非営利の施設です。地域で生活が困難な高齢者を受け入れる役割を果たしています。そのため、主に介護報酬で運営されており、有料老人ホームなどに比べ利用者負担を抑えています。介護報酬の引下げは、特養ホームの運営を直撃する大問題です。特養ホームに入所を申し込みながら待機している人が多数います。どこでも2～3年待ちが当たり前になっています。

高い介護保険料は年金が年間18万円以上の人から差し引かれ、残ったお金で生活しています。手元に残った年金は2万円、どうやって生活しているのでしょうか。特養に入るしかないのかと考えるが、自由に外出もできない籠の鳥になると聞くので動けるうちは頑張っ

います。と一人暮らしの方のお話を聞きました。要介護認定を受けたにもかかわらず、必要なサービスが利用できない、まさに「保険あって、介護なし」の状態を根本的に変えて国民だれもが使いやすい制度にすることは、切実な要求です。川南町の高齢化率は増加傾向です。高齢者が元気で利用者が少ないことが良いことです。しかし、必要な介護まで受けられないようになっては、利用者も家族も大変な負担となります。国が町民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたら、それに立ちはだかって、町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす、これが本来の自治体の仕事です。高齢者が住み慣れた家、地域で安心して、生きがいをもって暮らせる町川南をめざしているのですから、何よりも高齢者にとって必要な介護が受けられなくなったり、介護予防に逆行することのないよう高齢者の実態をふまえ、介護保険制度を抜本的に改革し、安心できる制度にしていくためには、国庫負担の大幅な引き上げが不可欠です。しかし、その財源を低所得者ほど負担が重い逆進性の強い消費税を社会保障の財源とすることはもっともふさわしくありません。財源は国家財政・税制を国民本位に組み換えることで、十分に確保が可能です。払える保険料と、利用しやすい利用料を求め、住民の尊厳をまもる社会保障としての介護保険制度を求めて反対討論とします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第30号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。従って、議案第30号平成28年度川南町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第31号平成28年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について、予算は後期高齢者広域連合納付金1億6181万2000円が計上されています。この特別会計は平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上のすべての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、「後期高齢者だけの独立保険」に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就労状況、年収などにかかわらず、74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲い込まれたのです。川南町の1月末では、2,522人が後期高齢者医療保険に加入しています。①これまで負担のなかった扶養家族を含め一人一人から保険料をとりたてる。②受けられる医療を制限し差別する「別立て診療報酬」を設ける。③保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。④保険料

を払えない人からは保険証を取上げる。この制度は、高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上がりの差別医療を押し付けることにあります。病気にかかりやすく、治療に時間がかかる「後期高齢者」を別枠の医療保険に囲い込み、負担増を我慢するか、不十分な医療を我慢するか、の二者択一に追い込んで、医療・社会保障にかかる国の予算を削減することがねらいです。また、この制度は、県の「後期高齢者医療広域連合議会」による運営のため、一方的に納付金が示され、町としては、個人保険料と保険基盤安定負担金を一括して広域連合に納付する事務作業のみとなっており、川南町からはだれも選ばれていませんので、事務の本質には立ち入れません。

戦後 70 年を過ぎ、団塊の世代が続々と後期高齢者となります。自営業者や農業従事者が加入する国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者数が近づいており、国保会計に占める後期高齢者支援分の税負担が大きくなってきていることから、年齢で分けることは何も意味はなく、この制度は、廃止すべきです。広域連合議会は国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は広域連合議会ですが、保険料の徴収・督促・保険証の受け渡し、受付・窓口業務など住民と直接やりとりする業務の多くは川南町が担います。広域連合議会では住民の声が届きにくいなど問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるのに応じて、自動的に引き上がるしくみです。高い保険料や差別医療を押し付けるもので、廃止しかないと考えます。以上、反対討論と致します。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第 31 号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第 31 号平成 28 年度川南町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 32 号平成 28 年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 32 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第32号平成28年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号平成28年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算について討論を行います。
討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第33号平成28年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号平成28年度川南町水道事業会計予算について討論を行います。
討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第34号平成28年度川南町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、発議第1号川南町地域全体でとりくむ生き生き健康づくり条例の制定について、を議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（児玉 助壽君） 発議第1号川南町地域全体でとりくむ生き生き健康づくり条例

の制定について、その提案理由を申し上げます。本条例は、全ての町民が、健やかで生活することができる地域社会の実現を目的に、その中心となる町民の健康づくりについての基本理念を定め、町長、議会等との責務や役割を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定するものであります。

以上、地方自治法第112条及び川南町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

○議長（川上 昇君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終ります。

これから発議第1号、川南町地域全体でとりくむ生き生き健康づくり条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから発議第1号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

全員が起立であります。

従って、発議第1号川南町地域全体でとりくむ生き生き健康づくり条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第27発議第2号、2020年東京オリンピックサーフィン競技大会招致に関する決議について、を議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（税田 榮君） 発議第2号、2020年東京オリンピックサーフィン競技大会招致に関する決議案について、その趣旨説明をいたします。

なお、お手元にある決議書を朗読して趣旨説明とします。「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議（案）。オリンピック競技大会及びパラリンピック競

技大会は、スポーツを通して世界の人々が相互理解と友好親善を深め、国際平和の実現に大きく寄与する世界最大規模のスポーツの祭典であり、我が国は来る2020年東京大会の成功を目指し大きく動き始めている。こうした中、本大会に「サーフィン」が追加種目として選定されることが濃厚となり、国内有数のサーフスポットとして高い評価を受けている「お倉ヶ浜」において、大会招致の機運が高まっている。昨年12月には「2020年東京オリンピックサーフィン競技をみやぎき日向へ招致する大会」が結成され、宮崎県北広域サーフィン協会、東京オリンピックサーフィン競技大会招致実行委員会や関係機関が一体となった運動が活発化し、1月29日に開催された「東京オリンピック2020サーフィン競技をみやぎき日向へ。決起大会 in 日向」では約1,100人が一堂に会し、招致の意気込みを全国に強く表明したところである。オリンピック競技の招致実現は、子どもたちをはじめ多くの地域住民に夢や希望、感動を与えることはもとより、今大会において初めて東京以外の地で実施される競技会場となり、賑わいの創出や大きな経済効果をもたらすことになる。また、全国の自治体が努力している「まち・ひと・しごと創生」を実現していく上で、「みやぎき県北」をアピールする絶好の機会ともなり得る。

よって、本町議会は、県北の発展に大きく寄与するオリンピックサーフィン競技大会の「お倉ヶ浜」開催実現のため、関係機関等と連携し、サーフィン競技の追加種目決定と大会招致を強く求める。以上、決議する。平成28年3月18日、宮崎県川南町議会。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川上 昇君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終ります。

これから発議第2号2020年東京オリンピックサーフィン競技大会招致に関する決議について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから発議第2号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

全員が起立であります。

従って、発議第2号 2020年東京オリンピックサーフィン競技大会招致に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第28、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第29、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第30、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成28年第2回川南町議会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

午前11時59分閉会
